

平成２９年かすみがうら市議会第４回定例会
市長提出議案集

平成２９年１１月２８日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 11 号	専決処分事項の報告について	
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	1
2. 報告第 12 号	専決処分事項の報告について	
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	3
3. 承認第 5 号	専決処分事項の承認を求めることについて	
	〈平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）〉	
		5
4. 議案第 59 号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定 について【一部改正】	16
5. 議案第 60 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について【一部改正】	19
6. 議案第 61 号	かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について【一部改正】	
		21
7. 議案第 62 号	平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）	
		22
8. 議案第 63 号	平成 29 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予 算（第 2 号）	30
9. 議案第 64 号	平成 29 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 1 号）	37
10. 議案第 65 号	平成 29 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）	44
11. 議案第 66 号	かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者 の指定について	51

12. 議案第 67 号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について

..... 52

13. 議案第 68 号 バス車両の取得について

..... 53

(参考資料)

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表 54～57

・ かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表

かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表

かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例 新旧対照表

（附則第 2 項関係）

かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

（附則第 3 項関係） (54～56)

・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

..... (56)

・ かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

..... (56～57)

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

公用車による物損事故の損害賠償請求額決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月3日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による物損事故の損害賠償請求額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成29年8月7日（月）午前9時00分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上佐谷31番地1地内
- 3 相 手 方 （住所）かすみがうら市上佐谷31番地1
（氏名）新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター
- 4 事故の概要 新治地方広域事務組合環境クリーンセンター地内の車庫に
車両を駐車すべく後退したところ、シャッターレールと衝突し、シャッターレールを破損させた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - （1） 損害賠償額（修理費用）186,840円
 - （2） 本件事故に関して、損害賠償額以外に当事者相互
に何ら権利・義務関係のないことを確認する。

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償請求額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成29年7月11日（火） 午後5時50分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市稲吉南1丁目地内 市道8-0391号線
- 3 相 手 方 （住所） XXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 相手方が運転する車両が市道を走行中、側溝破損部分と左前タイヤ側面が接触し、タイヤが破損した。
- 5 損害賠償と和解の内容
 - （1） 損害賠償額 3,510円
 - （2） 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第5号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

平成29年9月28日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

平成29年9月28日の衆議院解散に伴い、平成29年10月22日投開票の衆議院議員総選挙の執行に要する経費が早急に必要になったことから、当該事業に係る経費を平成29年度一般会計補正予算（第4号）により補正を行う。

平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

平成29年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,225,812千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正費」による。

平成29年9月28日 専決処分

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県 支 出 金		1, 217, 216	26, 503	1, 243, 719
	3 県 委 託 金	96, 068	26, 503	122, 571
歳 入 合 計		17, 199, 309	26, 503	17, 225, 812

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1, 968, 021	26, 503	1, 994, 524
	4 選挙費	28, 709	26, 503	55, 212
歳出 合計		17, 199, 309	26, 503	17, 225, 812

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,443,052	0	5,443,052
2 地 方 譲 与 税	235,000	0	235,000
3 利 子 割 交 付 金	5,000	0	5,000
4 配 当 割 交 付 金	28,000	0	28,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	15,000	0	15,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	644,000	0	644,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	110,000	0	110,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000	0	30,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,650,000	0	3,650,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,171	0	7,171
12 分 担 金 及 び 負 担 金	222,917	0	222,917
13 使 用 料 及 び 手 数 料	54,084	0	54,084
14 国 庫 支 出 金	2,348,044	0	2,348,044
15 県 支 出 金	1,217,216	26,503	1,243,719
16 財 産 収 入	8,231	0	8,231
17 寄 附 金	1	0	1
18 繰 入 金	834,179	0	834,179
19 繰 越 金	340,728	0	340,728
20 諸 収 入	172,186	0	172,186
21 市 債	1,819,500	0	1,819,500
歳 入 合 計	17,199,309	26,503	17,225,812

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	142,942	0	142,942						
2 総 務 費	1,968,021	26,503	1,994,524	26,503					
3 民 生 費	6,213,487	0	6,213,487						
4 衛 生 費	1,067,736	0	1,067,736						
5 労 働 費	24,107	0	24,107						
6 農 林 水 産 業 費	651,248	0	651,248						
7 商 工 費	326,311	0	326,311						
8 土 木 費	2,166,853	0	2,166,853						
9 消 防 費	1,083,550	0	1,083,550						
10 教 育 費	1,355,935	0	1,355,935						
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	2,169,117	0	2,169,117						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	17,199,309	26,503	17,225,812	26,503					

2歳入

(款) 15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県委託金	94,173	26,503	120,676	2 選挙費委託金	26,503	衆議院議員総選挙委託金
計	96,068	26,503	122,571			

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 衆議院議員総選挙	0	26, 503	26, 503	26, 503				1 報 酬	2, 572	01 職員等人件費	10, 600
								3 職 員 手当等	10, 600	3 時間外勤務手当	10, 204
								9 旅 費	16	3 管理職員特別勤務手当	396
								11 需用費	4, 251	02 衆議院議員総選挙事業	15, 903
								12 役務費	3, 908	1 選挙管理委員長報酬	43
								13 委託料	2, 791	1 選挙管理委員報酬	96
								14 使用料 及 び 賃借料	365	1 委員等報酬	2, 433
								18 備 品 購入費	2, 000	9 委員等費用弁償	16
										11 消耗品費	2, 989
										11 食糧費	1, 007
										11 印刷製本費	235
										11 光熱水費	20
										12 電話料	37
										12 通信運搬費	1, 114
										12 手数料	2, 757
										13 選挙人名簿作成等業務委託	767
										13 ポスター掲示場設置及び撤 去委託	1, 527
										13 投票所開票所設営等業務委 託	460
										13 第1 1 投票区投票所警備委 託	37
										14 投票管理システム使用料	260
										14 投票箱運搬車借上料	33
										14 投票所借上料	72
										18 投開票所用備品	2, 000
計	28, 709	26, 503	55, 212	26, 503							

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	通勤手当	その他手当	計			
補正後	長 等			23,004	6,900	86	2,222	32,212	6,178	38,390	
	議 員		52,620		16,389			69,009	20,789	89,798	
	その他の特別職		107,142					107,142	635	107,777	
	計		159,762	23,004	23,289	86	2,222	208,363	27,602	235,965	
補正前	長 等			23,004	6,900	86	2,222	32,212	6,178	38,390	
	議 員		52,620		16,389			69,009	20,789	89,798	
	その他の特別職		104,570					104,570	635	105,205	
	計		157,190	23,004	23,289	86	2,222	205,791	27,602	233,393	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職		2,572					2,572		2,572	
	計		2,572					2,572		2,572	

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後			1, 508, 406	1, 040, 079	2, 548, 485	470, 072	3, 018, 557	
補 正 前			1, 508, 406	1, 029, 479	2, 537, 885	470, 072	3, 007, 957	
比 較				10, 600	10, 600		10, 600	

(単位 千円)

15 職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外手当	特殊勤務手当	管理職手当	宿日直手当
	補 正 後	48, 091	354, 797	230, 422	17, 736	25, 298	66, 246	4, 093	51, 338	2, 050
	補 正 前	48, 091	354, 797	230, 422	17, 736	25, 298	56, 042	4, 093	51, 338	2, 050
	比 較						10, 204			
	区 分	休日勤務手 当	夜間勤務手 当	退職手当	管理職員 特別手当					
	補 正 後	31, 424	7, 663	198, 743	2, 178					
	補 正 前	31, 424	7, 663	198, 743	1, 782					
	比 較				396					

議案第 59 号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 11 月 28 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政組織条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「環境経済部」を「都市産業部」に改め、同条第 6 号中「土木部」を「建設部」に改め、同条中第 7 号を削る。

第 3 条第 1 号ア中「、広聴及び広報」を削り、同号ウ中「情報政策」を「広報及び情報政策」に改める。

第 3 条第 2 号キ中「及び交通安全」を削り、次のように加える。

ケ 市税の賦課徴収に関すること。

第 3 条第 3 号中アを削り、イをアとし、ウからクまでをイからキまでとし、同号に次のように加える。

ク 環境保全に関すること。

ケ 環境衛生に関すること。

コ 広聴及び市民協働に関すること。

サ 消費生活に関すること。

シ 防犯及び交通安全に関すること。

第3条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 都市産業部

ア 農業、林業及び水産業に関すること。

イ 商業及び工業に関すること。

ウ 労政に関すること。

エ 観光に関すること。

オ 都市計画に関すること。

カ 開発に関すること。

キ 公園緑地に関すること。

ク 建築指導に関すること。

ケ 土地区画整理に関すること。

(6) 建設部

ア 道路、河川その他土木に関すること。

イ 下水道に関すること。

第3条第7号を削る。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(重要政策に関する組織の特例)

第4条 市長は、市の重要政策に関して各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、部外に必要な組織を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正)

2 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例（平成23年かすみ

がうら市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「環境経済部農林水産課」を「都市産業部農林水産課」に改める。

(かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 3 かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 144 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「上下水道部水道事務所」を「建設部水道事務所」に改める。

議案第 6 0 号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 0
1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中

「

- 第 1 期 4 月 2 1 日から同月 3 0 日まで
- 第 2 期 6 月 2 1 日から同月 3 0 日まで
- 第 3 期 8 月 2 2 日から同月 3 1 日まで
- 第 4 期 9 月 2 1 日から同月 3 0 日まで
- 第 5 期 1 0 月 2 2 日から同月 3 1 日まで
- 第 6 期 1 1 月 2 1 日から同月 3 0 日まで
- 第 7 期 1 2 月 1 6 日から同月 2 5 日まで
- 第 8 期 翌年 1 月 2 2 日から同月 3 1 日まで

第9期 翌年2月19日から同月28日まで

」

を

「

第1期 7月22日から同月31日まで

第2期 8月22日から同月31日まで

第3期 9月21日から同月30日まで

第4期 10月22日から同月31日まで

第5期 11月21日から同月30日まで

第6期 12月16日から同月25日まで

第7期 翌年1月22日から同月31日まで

第8期 翌年2月19日から同月末日まで

」

に改める。

第25条及び第26条を次のように改める。

第25条及び第26条 削除

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 6 1 号

かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例（平成 1 9 年かすみがうら市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「特に必要があると認めた」に、「免除」を「減額し、又は免除」に改め、各号を削り、同条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議案第62号

平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,066千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,282,878千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金		2,348,044	26,646	2,374,690
	1 国 庫 負 担 金	1,564,646	25,611	1,590,257
	2 国 庫 補 助 金	772,158	1,035	773,193
15 県 支 出 金		1,243,719	1,333	1,245,052
	2 県 補 助 金	428,135	1,333	429,468
18 繰 入 金		834,179	27,004	861,183
	2 特 別 会 計 繰 入 金	3	27,004	27,007
19 繰 越 金		340,728	2,083	342,811
	1 繰 越 金	340,728	2,083	342,811
歳 入 合 計		17,225,812	57,066	17,282,878

歳 出		(単位 千円)			
款		項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費			6, 213, 487	35, 145	6, 248, 632
	1 社 会 福 祉 費		3, 144, 371	28, 622	3, 172, 993
	2 児 童 福 祉 費		2, 448, 058	6, 523	2, 454, 581
4 衛 生 費			1, 067, 736	1, 171	1, 068, 907
	1 保 健 衛 生 費		1, 067, 736	1, 171	1, 068, 907
6 農 林 水 産 業 費			651, 248	2, 319	653, 567
	1 農 業 費		635, 209	2, 319	637, 528
7 商 工 費			326, 311	5, 900	332, 211
	1 商 工 費		326, 311	5, 900	332, 211
8 土 木 費			2, 166, 853	12, 531	2, 179, 384
	4 都 市 計 画 費		1, 557, 441	12, 531	1, 569, 972
歳 出 合 計			17, 225, 812	57, 066	17, 282, 878

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,443,052	0	5,443,052
2 地 方 譲 与 税	235,000	0	235,000
3 利 子 割 交 付 金	5,000	0	5,000
4 配 当 割 交 付 金	28,000	0	28,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	15,000	0	15,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	644,000	0	644,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	110,000	0	110,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000	0	30,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,650,000	0	3,650,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,171	0	7,171
12 分 担 金 及 び 負 担 金	222,917	0	222,917
13 使 用 料 及 び 手 数 料	54,084	0	54,084
14 国 庫 支 出 金	2,348,044	26,646	2,374,690
15 県 支 出 金	1,243,719	1,333	1,245,052
16 財 産 収 入	8,231	0	8,231
17 寄 附 金	1	0	1
18 繰 入 金	834,179	27,004	861,183
19 繰 越 金	340,728	2,083	342,811
20 諸 収 入	172,186	0	172,186
21 市 債	1,819,500	0	1,819,500
歳 入 合 計	17,225,812	57,066	17,282,878

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	142,942	0	142,942						
2 総 務 費	1,994,524	0	1,994,524						
3 民 生 費	6,213,487	35,145	6,248,632	1,368					33,777
4 衛 生 費	1,067,736	1,171	1,068,907	1,000					171
5 労 働 費	24,107	0	24,107						
6 農 林 水 産 業 費	651,248	2,319	653,567						2,319
7 商 工 費	326,311	5,900	332,211						5,900
8 土 木 費	2,166,853	12,531	2,179,384						12,531
9 消 防 費	1,083,550	0	1,083,550						
10 教 育 費	1,355,935	0	1,355,935						
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	2,169,117	0	2,169,117						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	17,225,812	57,066	17,282,878	2,368					54,698

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	1,564,646	25,611	1,590,257	2 児童福祉費負担金	25,611	教育・保育給付費負担金過年度精算金 25,475 児童手当過年度精算金 136
計	1,564,646	25,611	1,590,257			

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	256,129	702	256,831	1 社会福祉費補助金	702	障害者総合支援事業費補助金
13 子ども・子育て支援 交 付 金	0	333	333	1 子ども・子育て支 援 交 付 金	333	放課後児童健全育成事業
計	772,158	1,035	773,193			

(款) 15 県支出金 (項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	28,941	1,000	29,941	1 保健衛生費補助金	1,000	市町村がん検診受診率向上事業費補助金
9 子ども・子育て支援 交 付 金	0	333	333	1 子ども・子育て支 援 交 付 金	333	放課後児童健全育成事業
計	428,135	1,333	429,468			

(款) 18 繰入金 (項) 2 特別会計繰入金

2 後期高齢者医療特別 会 計 繰 入 金	1	2,157	2,158	1 後期高齢者医療特 別 会 計 繰 入 金	2,157	後期高齢者医療特別会計繰入金
3 介護保険特別会計繰 入 金	1	24,847	24,848	1 介護保険特別会計 繰 入 金	24,847	介護保険特別会計繰入金
計	3	27,004	27,007			

(款) 19 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰 越 金	340,728	2,083	342,811	1 繰 越 金	2,083	前年度繰越金
計	340,728	2,083	342,811			

3 歳 出				(項) 1 社会福祉費					(単位 千円)		
(款) 3 民生費											
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分			金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉 総 務 費	855, 004	26, 462	881, 466				26, 462	28 繰出金	26, 462	13 国民健康保険特別会計繰出事業 28 国民健康保険特別会計繰出 金 26, 462	
3 障 害 者 福 祉 費	837, 427	1, 404	838, 831	702			702	13 委託料	1, 404	05 障害者自立支援事業 13 障害者自立支援給付支払等 システム改修委託 1, 404	
7 介護保険 費	530, 148	756	530, 904				756	28 繰出金	756	04 介護保険特別会計繰出事業 28 介護保険特別会計繰出金 756	
計	3, 144, 371	28, 622	3, 172, 993	702			27, 920				
(款) 3 民生費				(項) 2 児童福祉費							
2 児童措置 費	836, 551	220	836, 771				220	23 償還金 、利子 及 び 割引料	220	05 児童手当事業 23 国庫負担金等超過交付金返 還金 220	
4 児童福祉 施 設 費	875, 001	4, 434	879, 435				4, 434	23 償還金 、利子 及 び 割引料	4, 434	04 私立保育所事業（政策） 23 国庫補助金等返還金 4, 434	
6 放課後児 童健全育 成事業費	176, 809	1, 869	178, 678	666			1, 203	11 需用費 18 備 品 購入費	778 1, 091	02 放課後児童健全育成事業 11 修繕料 778 18 児童クラブ運営備品 1, 091	
計	2, 448, 058	6, 523	2, 454, 581	666			5, 857				
(款) 4 衛生費				(項) 1 保健衛生費							
2 母子保健 事 業 費	42, 155	71	42, 226				71	23 償還金 、利子 及 び 割引料	71	05 養育医療給付事業 23 国庫負担金等返還金 71	
3 保健事業 費	43, 679	1, 100	44, 779	1, 000			100	11 需用費 13 委託料	290 810	05 健康づくり推進事業（政策） 11 消耗品費 74 11 印刷製本費 216 13 健康づくり推進事業委託 810	
計	1, 067, 736	1, 171	1, 068, 907	1, 000			171				
(款) 6 農林水産業費				(項) 1 農業費							
8 農 地 費	138, 270	2, 319	140, 589				2, 319	19 負担金 、補助 及 び 交付金	2, 319	03 土地改良整備支援事業（政策） 19 県単土地改良上乗せ補助金 2, 319	

(款) 6 農林水産業費				(項) 1 農業費				(単位 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
計	635,209	2,319	637,528				2,319		

(款) 7 商工費				(項) 1 商工費					
4 歩崎公園 管 理 費	49,113	5,900	55,013				5,900	13 委託料	5,900
									04 歩崎公園管理運営事業（政策）5,900
									13 歩崎公園棧橋設置調査等業務委託5,900
計	326,311	5,900	332,211				5,900		

(款) 8 土木費				(項) 4 都市計画費					
1 都市計画 総 務 費	1,155,453	12,531	1,167,984				12,531	12 役務費10	09 神立駅周辺整備事業（政策）12,531
								17 公有財産購入費12,521	12 手数料10
									17 用地取得費12,521
計	1,557,441	12,531	1,569,972				12,531		

議案第63号

平成29年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,462千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,862,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		578,932	26,462	605,394
	1 一般会計繰入金	428,932	26,462	455,394
歳入合計		5,835,821	26,462	5,862,283

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 前期高齢者納付金等		2,320	24	2,344
	1 前期高齢者納付金等	2,320	24	2,344
10 諸支出金		13,885	26,438	40,323
	1 償還金及び還付加算金	13,883	26,438	40,321
歳出合計		5,835,821	26,462	5,862,283

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,114,092	0	1,114,092
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000
3 国庫支出金	1,178,849	0	1,178,849
4 療養給付費交付金	82,825	0	82,825
5 前期高齢者交付金	1,328,771	0	1,328,771
6 県支出金	262,047	0	262,047
7 共同事業交付金	1,267,903	0	1,267,903
8 財産収入	9	0	9
9 繰入金	578,932	26,462	605,394
10 繰越金	2,260	0	2,260
11 諸収入	19,133	0	19,133
歳入合計	5,835,821	26,462	5,862,283

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	42,075	0	42,075				
2 保 険 給 付 費	3,488,212	0	3,488,212				
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	637,870	0	637,870				
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	2,320	24	2,344				24
5 老 人 保 健 拠 出 金	14	0	14				
6 介 護 納 付 金	247,249	0	247,249				
7 共 同 事 業 拠 出 金	1,343,117	0	1,343,117				
8 保 健 事 業 費	46,070	0	46,070				
9 基 金 積 立 金	9	0	9				
10 諸 支 出 金	13,885	26,438	40,323				26,438
11 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	5,835,821	26,462	5,862,283				26,462

2歳入

(款) 9繰入金

(項) 1一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1一般会計繰入金	428,932	26,462	455,394	1一般会計繰入金	26,462	その他
計	428,932	26,462	455,394			

3歳出

(款) 4 前期高齢者納付金等

(項) 1 前期高齢者納付金等

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 前期高齢者納付金	2,275	24	2,299				24	19 負担金、補助及び交付金	24	01 前期高齢者支援事業 19 前期高齢者納付金	24 24
計	2,320	24	2,344				24				

(款) 10 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3 償還金	8,822	26,438	35,260				26,438	23 償還金、利子及び割引料	26,438	01 償還事業 23 国庫負担金等返還金	26,438 26,438
計	13,883	26,438	40,321				26,438				

議案第64号

平成29年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,852千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ717,852千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	2,920	2,921
	1 繰越金	1	2,920	2,921
5 諸収入		1,001	1,932	2,933
	3 雑入	0	1,932	1,932
歳入合計		713,000	4,852	717,852

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		707,985	2,695	710,680
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	707,985	2,695	710,680
3 諸支出金		1,001	2,157	3,158
	2 繰出金	1	2,157	2,158
歳出合計		713,000	4,852	717,852

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	264,706	0	264,706
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	447,291	0	447,291
4 繰越金	1	2,920	2,921
5 諸収入	1,001	1,932	2,933
歳入合計	713,000	4,852	717,852

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	3,014	0	3,014				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	707,985	2,695	710,680				2,695
3 諸 支 出 金	1,001	2,157	3,158				2,157
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	713,000	4,852	717,852				4,852

2歳入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	2,920	2,921	1 繰越金	2,920	繰越金
計	1	2,920	2,921			

(款) 5 諸収入

(項) 3 雑入

1 雑入	0	1,932	1,932	1 雑入	1,932	療養給付費負担金精算金
計	0	1,932	1,932			

3歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	707,985	2,695	710,680				2,695	19 負担金、補助及び交付金	2,695	01 後期高齢者医療広域連合納付事業 19 被保険者保険料等	2,695 2,695
計	707,985	2,695	710,680				2,695				

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	2,157	2,158				2,157	28 繰出金	2,157	01 一般会計繰出事業 28 一般会計繰出金
計	1	2,157	2,158				2,157			2,157

議案第65号

平成29年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,465,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		722, 271	756	723, 027
	2 国 庫 補 助 金	159, 438	756	160, 194
7 繰 入 金		525, 548	756	526, 304
	1 一 般 会 計 繰 入 金	525, 547	756	526, 303
8 繰 越 金		1, 000	59, 018	60, 018
	1 繰 越 金	1, 000	59, 018	60, 018
歳 入 合 計		3, 405, 288	60, 530	3, 465, 818

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		107,917	1,512	109,429
	1 総務管理費	81,849	1,512	83,361
7 諸支出金		1,292	59,018	60,310
	1 償還金及び還付加算金	1,290	34,171	35,461
	3 繰出金	1	24,847	24,848
歳出合計		3,405,288	60,530	3,465,818

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	758,214	0	758,214
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	722,271	756	723,027
4 支払基金交付金	900,403	0	900,403
5 県支出金	482,399	0	482,399
6 財産収入	50	0	50
7 繰入金	525,548	756	526,304
8 繰越金	1,000	59,018	60,018
9 諸収入	5,303	0	5,303
10 介護サービス収入	10,000	0	10,000
歳入合計	3,405,288	60,530	3,465,818

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	107,917	1,512	109,429	756			756
2 保 険 給 付 費	3,206,076	0	3,206,076				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	49,989	0	49,989				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	14,525	0	14,525				
6 基 金 積 立 金	15,488	0	15,488				
7 諸 支 出 金	1,292	59,018	60,310				59,018
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,405,288	60,530	3,465,818	756			59,774

2歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 介護保険事業費補助金	0	756	756	1 介護保険事業費補助金	756	介護保険事業費補助金
計	159,438	756	160,194			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

5 その他一般会計繰入金	113,206	756	113,962	2 事務費繰入金	756	事務費繰入金
計	525,547	756	526,303			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1,000	59,018	60,018	1 繰越金	59,018	前年度繰越金
計	1,000	59,018	60,018			

3 歳 出			(項) 1 総務管理費							(単位 千円)	
(款) 1 総務費											
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	81,849	1,512	83,361	756			756	13 委託料	1,512	02 一般管理事業	1,512
										13 介護保険システム改修委託	1,512
計	81,849	1,512	83,361	756			756				

(款) 7 諸支出金				(項) 1 償還金及び還付加算金							
2 償 還 金	289	34,171	34,460				34,171	23 償還金、利子及び割引料	34,171	01 国庫支出金等返還事業	34,171
										23 国庫支出金等返還金	34,171
計	1,290	34,171	35,461				34,171				

(款) 7 諸支出金				(項) 3 繰出金							
1 一般会計繰出金	1	24,847	24,848				24,847	28 繰出金	24,847	01 一般会計繰出事業	24,847
										28 一般会計繰出金	24,847
計	1	24,847	24,848				24,847				

議案第66号

かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪井 透

1 指定管理者として指定する団体

かすみがうら市穴倉6343番地2

かすみがうら市活性化センター運営委員会 委員長 小松崎 尊

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第67号

かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪井 透

1 指定管理者として指定する団体

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目13番12号

株式会社デン・ケリー 代表取締役 佐山 等

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第68号

バス車両の取得について

霞ヶ浦広域バスの運行に使用する車両を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- | | |
|----------|---|
| 1 件 名 | 霞ヶ浦広域バス使用車両購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 納入期限 | 平成30年6月20日 |
| 4 取得価格 | 24,688,852円 |
| 5 契約の相手方 | 茨城県土浦市中貫1579番地
茨城いすゞ自動車株式会社 土浦営業所
所長 坂本 満 |

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表

改正前	改正後
（部の設置） 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1)～(4) (略) (5) 環境経済部 (6) 土木部 (7) 上下水道部	（部の設置） 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1)～(4) (略) (5) 都市産業部 (6) 建設部
（部の事務分掌） 第3条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 市長公室 ア 秘書、広聴及び広報に関すること。 イ (略) ウ 情報政策に関すること。 エ～カ (略) (2) 総務部 ア～カ (略) キ 防災及び交通安全に関すること。 ク (略) (3) 市民部 7 市税の賦課徴収に関すること。 イ～ク (略) (4) (略) (5) 環境経済部 7 環境保全に関すること。	（部の事務分掌） 第3条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 市長公室 ア 秘書に関すること。 イ (略) ウ 広報及び情報政策に関すること。 エ～カ (略) (2) 総務部 ア～カ (略) キ 防災に関すること。 ク (略) ケ 市税の賦課徴収に関すること。 (3) 市民部 7～キ (略) ク 環境保全に関すること。 ケ 環境衛生に関すること。 コ 広聴及び市民協働に関すること。 サ 消費生活に関すること。 シ 防犯及び交通安全に関すること。 (4) (略) (5) 都市産業部 7 農業、林業及び水産業に関すること。

<u>イ 環境衛生に関すること。</u> <u>ウ 農業、林業及び水産業に関すること。</u> <u>エ 商業及び工業に関すること。</u> <u>オ 労政及び消費生活に関すること。</u> <u>カ 観光に関すること。</u>	<u>イ 商業及び工業に関すること。</u> <u>ウ 労政に関すること。</u> <u>エ 観光に関すること。</u> <u>オ 都市計画に関すること。</u> <u>カ 開発に関すること。</u> <u>キ 公園緑地に関すること。</u> <u>ク 建築指導に関すること。</u> <u>ケ 土地区画整理に関すること。</u>
(6) 土木部	(6) 建設部
<u>ア 都市計画に関すること。</u> <u>イ 開発に関すること。</u> <u>ウ 公園緑地に関すること。</u> <u>エ 建築指導に関すること。</u> <u>オ 土地区画整理に関すること。</u> <u>カ 道路、河川その他土木に関すること。</u>	<u>ア 道路、河川その他土木に関すること。</u> <u>イ 下水道に関すること。</u>
(7) 上下水道部	
<u>ア 下水道に関すること。</u>	
	<u>(重要政策に関する組織の特例)</u> <u>第4条 市長は、市の重要政策に関して各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、部外に必要な組織を置くことができる。</u>
(出張所)	(出張所)
<u>第4条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)
(福祉事務所)	(福祉事務所)
<u>第5条</u> (略)	<u>第6条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第6条</u> (略)	<u>第7条</u> (略)
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例 新旧対照表(附則第2項関係)

改正前	改正後
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>環境経済部農林水産課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>都市産業部農林水産課</u> において処理する。

かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (附則第3項関係)

改正前	改正後
(組織) 第4条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)に属する事務を処理させるため、 <u>上下水道部水道事務所</u> を置く。	(組織) 第4条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)に属する事務を処理させるため、 <u>建設部水道事務所</u> を置く。

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(納期) 第16条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。 <u>第1期 4月21日から同月30日まで</u> <u>第2期 6月21日から同月30日まで</u> <u>第3期 8月22日から同月31日まで</u> <u>第4期 9月21日から同月30日まで</u> <u>第5期 10月22日から同月31日まで</u> <u>第6期 11月21日から同月30日まで</u> <u>第7期 12月16日から同月25日まで</u> <u>第8期 翌年1月22日から同月31日まで</u> <u>第9期 翌年2月19日から同月28日まで</u> 2 (略)	(納期) 第16条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。 <u>第1期 7月22日から同月31日まで</u> <u>第2期 8月22日から同月31日まで</u> <u>第3期 9月21日から同月30日まで</u> <u>第4期 10月22日から同月31日まで</u> <u>第5期 11月21日から同月30日まで</u> <u>第6期 12月16日から同月25日まで</u> <u>第7期 翌年1月22日から同月31日まで</u> <u>第8期 翌年2月19日から同月末日まで</u> 2 (略)
<u>(徴収の特例)</u> 第25条 (略) 2 (略)	<u>第25条及び第26条 削除</u>
<u>(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)</u> 第26条 (略) 2 (略)	
	<u>附 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

(入館料の減免) 第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、入館料を<u>免除</u>することができる。 (1) <u>市内の小学校の児童及び中学校の生徒が教育活動として入館するとき。</u> (2) <u>学術研究を目的として入館するとき。</u> 2 市長は前項に掲げるもののほか、<u>特別の理由があると認めたときは、入館料を減額し、又は免除</u>することができる。	(入館料の減免) 第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、<u>特に必要があると認めた</u>ときは、入館料を<u>減額し、又は免除</u>することができる。
	<u>附 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>

平成２９年かすみがうら市議会第４回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成２９年１１月２８日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 69 号	市長の給料月額の特例に関する条例の制定について【新規制定】		1
2. 議案第 70 号	副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について【新規制定】		3
3. 議案第 71 号	教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について【新規制定】		5

議案第 69 号

市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

市長の給料月額の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 11 月 28 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

市長の給料月額の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 40 号。以下「特別職給与等条例」という。）第 3 条に規定する市長の給料月額の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第 2 条 市長の給料月額は、平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間に限り、特別職給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める給料月額から当該額に 100 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職給与等条例第 4 条に規定する期末手当及び市町村職員退職手当条例（昭和 50 年茨城県市町村総合事務組合条例第 22 号）の規定により支給する手当の算定の基礎となる給料月額については適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成２９年１２月１日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成３０年１月３１日限り、その効力を失う。

議案第 70 号

副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

副市長の給料月額の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 11 月 28 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

副市長の給料月額の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 40 号。以下「特別職給与等条例」という。）第 3 条に規定する副市長の給料月額の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第 2 条 副市長の給料月額は、平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間に限り、特別職給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める給料月額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職給与等条例第 4 条に規定する期末手当及び市町村職員退職手当条例（昭和 50 年茨城県市町村総合事務組合条例第 22 号）の規定により支給する手当の算定の基礎となる給料月額については適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成２９年１２月１日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成３０年１月３１日限り、その効力を失う。

議案第 7 1 号

教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 4 0 号。以下「特別職給与等条例」という。）第 3 条に規定する教育委員会教育長の給料月額の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第 2 条 教育委員会教育長の給料月額は、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から平成 3 0 年 1 月 3 1 日までの間に限り、特別職給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める給料月額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職給与等条例第 4 条に規定する期末手当及び市町村職員退職手当条例（昭和 5 0 年茨城県市町村総合事務組合条例第 2 2 号）の規定により支給する手当の算定の基礎となる給料月額については適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成２９年１２月１日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成３０年１月３１日限り、その効力を失う。

平成２９年かすみがうら市議会第４回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成２９年１２月１３日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 72 号	バス車両の取得について		1
-------------	-------------	-------	---

議案第72号

バス車両の取得について

霞ヶ浦広域バスの運行に使用する車両を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年12月13日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- | | |
|----------|---|
| 1 件 名 | 霞ヶ浦広域バス使用車両購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 納入期限 | 平成30年6月20日 |
| 4 取得価格 | 24,664,902円 |
| 5 契約の相手方 | 茨城県土浦市中貫1579番地
茨城いすゞ自動車株式会社 土浦営業所
所長 坂本 満 |

平成２９年かすみがうら市議会第４回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成２９年１２月１３日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 73 号 かすみがうら市農業委員会委員の任命について
..... 1 ～ 2

議案第 73 号

かすみがうら市農業委員会委員の任命について

かすみがうら市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 29 年 12 月 13 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

氏 名	生 年 月 日	住 所
中 山 峰 雄	昭 和 2 6 年 9 月 8 日	かすみがうら市穴倉■ ■■■■■■■■■■
外 塚 孝 雄	昭 和 2 3 年 1 0 月 1 1 日	かすみがうら市新治■ ■■■■■■■■■■
塚 本 勝 男	昭 和 2 5 年 5 月 9 日	かすみがうら市中台■ ■■■■■■■■■■
海 東 功	昭 和 1 9 年 8 月 1 5 日	かすみがうら市上稲吉 ■■■■■■■■■■
貝 塚 光 章	昭 和 1 3 年 1 2 月 2 7 日	かすみがうら市坂■■■■ ■■■■■■■■■■
井 坂 孝 雄	昭 和 2 7 年 8 月 1 4 日	かすみがうら市深谷■ ■■■■■■■■■■

氏 名	生年月日	住 所
久 松 弘 叔	昭和 3 3 年 8 月 2 0 日	かすみがうら市稲吉■ ■■■■■■■■■■
齊 藤 幸 雄	昭和 2 2 年 3 月 3 0 日	かすみがうら市牛渡■ ■■■■■■■■■■
谷 中 昌	昭和 1 7 年 1 0 月 7 日	かすみがうら市牛渡■ ■■■■■■■■■■
塚 本 茂	昭和 2 9 年 1 0 月 3 1 日	かすみがうら市下稲吉 ■■■■■■■■■■
栗 原 進 一	昭和 2 3 年 1 2 月 1 9 日	かすみがうら市安食■ ■■■■■■■■■■
鈴 木 良 道	昭和 2 2 年 1 0 月 4 日	かすみがうら市下土田 ■■■■■■■■■■
飯 田 敬 市	昭和 2 4 年 3 月 3 0 日	かすみがうら市戸崎■ ■■■■■■■■■■
栗 山 千 勝	昭和 1 4 年 9 月 1 9 日	かすみがうら市柏崎■ ■■■■■■■■■■
市 川 敏 光	昭和 3 0 年 1 0 月 7 日	かすみがうら市栗田■ ■■■■■■■■■■